

4 車種規制について

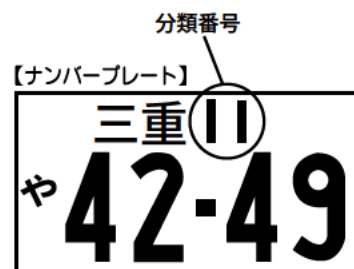
(1) 規制対象となる車はどれですか？

対策地域内に「使用の本拠の位置」を有しており、次の①車種に該当し、かつ②排出ガス基準に適合しない車が対象となります。

規制対象車は、平成14年10月1日以降、対策地域内で登録できません。

但し、平成14年9月30日以前に登録されている基準を満たしていない車（使用過程車）については、車種及び初度登録日（新車として登録された日）に応じて、定められた期間を越えると、車検に通らなくなります。

①車種



車 種	ナンバープレートの分類番号
普通トラック	1、10～19、100～199
小型トラック	4、40～49、400～499 6、60～69、600～699
大型バス（定員30人以上）	2、20～29、200～299
マイクロバス （定員11人以上30人未満）	2、20～29、200～299 （一部、5、50～59、500～599、7、70～79、700～799）
特種自動車 （トラック、バス、ディーゼル乗用車 をベースとしたものに限る）	8、80～89、800～899
ディーゼル乗用車 （定員11人未満）	3、30～39、300～399 5、50～59、500～599 7、70～79、700～799

レクリエーションビークル（RV）には規制は適用されるのですか？

RVには、乗用車タイプ（3、5、7、8ナンバー）と貨物車タイプ（1、4、8ナンバー）のものがありますが、乗用車タイプのもの（ディーゼル車に限る）及び貨物車タイプのものについては、いわゆる通常のディーゼル乗用車、トラックと同様に規制の対象となります。

②排出基準

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に基づく窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準

1.トラック、バス、特種自動車

車両総重量1.7t以下

窒素酸化物排出基準:0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並)

粒子状物質排出基準:0.055g/km (注1)

車両総重量1.7t超2.5t以下

窒素酸化物排出基準:0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並)

粒子状物質排出基準:0.06g/km (注1)

車両総重量2.5t超3.5t以下

窒素酸化物排出基準:5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並)

粒子状物質排出基準:0.175g/kWh (注1)

車両総重量3.5t超

窒素酸化物排出基準:5.9g/kWh (平成10年・平成11年規制ディーゼル車並)

粒子状物質排出基準:0.49g/kWh (平成10年・平成11年規制ディーゼル車並)

2.ディーゼル乗用車 (注2)

窒素酸化物排出基準:0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並)

粒子状物質排出基準:0.055g/km (注1)

(注1) 粒子状物質排出基準値は、新短期規制 (平成14年から実施) の2分の1の値としている。これは、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第4次答申平成12年)を踏まえたもので、この答申において、新長期規制 (平成17年から実施予定) については、新短期規制の2分の1程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされている。

(注2) 特種自動車でディーゼル乗用車ベースのものを含む。